



瑞浪市告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月18日

瑞浪市長 水 野 光 二



- 1 都市計画の種類 瑞浪都市計画教育文化施設の決定
- 2 都市計画を決定する土地の区域
都市計画図書において表示するとおり
- 3 縦覧場所 瑞浪市役所建設部都市計画課